

公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社（以下「公社」という。）と称する。

(事務所)

第2条 公社は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 公社は、福島県内において造林、育林等森林の整備を促進するための事業、その他森林、林業に関する事業を行うことにより、森林資源の培養、森林の有する公益的機能の増進及び自然環境・地球環境の保全を図り、もって県土の保全と農山村の振興及び住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 造林、育林、その他の森林整備及び立木の伐採
- (2) 森林の造成及び施業の受託
- (3) 分収造林及び分収育林制度の促進
- (4) 森林・林業、自然環境・地球環境の保全等に関する普及啓発
- (5) 林業の経営、技術の指導等林業の振興
- (6) その他公社の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、業務方法書の定めるところにより実施する。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 公社は、次の各号に掲げる団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった団体をもって構成する。

- (1) 福島県
- (2) 福島県の区域内の市町村
- (3) 森林組合又は森林組合連合会であって、福島県の区域をその地区の全部又は一部とする団体。
- (4) 林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。）を営む者が直接又は間接の構成員となっている中小企業等協同組合、農業協同組合又は農業協同組合連合会であって、福島県の区域をその全部又は一部とする団体。
- (5) その他公社の設立の趣旨に賛同する者であって、福島県の区域をその全部又は一部とする団体。

(社員の資格の取得)

第6条 公社の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受け

なければならない。

- 2 前項の規定により承認を得た者は、入会金を支払わなければならない。
- 3 この定款の施行の際、社団法人福島県林業公社定款第10条の規定により出資された出資金は、前項の規定により支払われた入会金とみなす。

第4章 入会金及び経費の賦課

(入会金)

第7条 第6条第2項に規定する入会金の額は、10万円とする。

(入会金の払戻し)

第8条 社員が納めた入会金は、返還しない。

(経費の負担)

第9条 公社の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び 毎年度、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 前項の経費の額並びにその徴収の時期及び方法は、社員総会において定めるところによる。

(任意退社)

第10条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第11条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。この場合、社員総会日の一週間前までに、当該社員に対し書面をもってその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えるものとする。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 公社の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 公社は、社員総会において除名の決議があったときは、書面をもってその旨を当該社員に通知するものとする。

(社員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条第1項の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が解散したとき。

(届出の義務)

第13条 社員は、次の各号に掲げる場合においては、書面により遅滞なくその旨を理事長に届出なければならない。

- (1) 社員たる資格を喪失したとき。
- (2) 名称、主たる事務所の所在地又は代表者の住所若しくは氏名に変更があったとき。

第5章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(招集の手続き及び決議案件)

第18条 社員総会の招集は、書面をもって、会日の一週間前までに会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を、社員に通知して行うものとする。ただし、第20条第2項に規定する書面をもって決議できることとした場合は、会日の二週間前までに文書により通知しなければならない。

2 社員総会は、前項の規定によりあらかじめ通知のあった事項に限り決議することができるものとする。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第20条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

2 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項については代理人又は書面をもって議決権を行使することができる。

3 前項の規定により、議決権を行使するものは第18条第2項及び第21条の規定の適用については、出席者とみなす。

4 代理人は、代理権を証する書面をあらかじめ公社に提出しなければならない。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員数の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する

2 議長及び出席した社員の中から選任された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上13名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長、1名を専務理事とする。

4 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号。以下「法人法」という。）第90条第3項の代表理事とし、前項の専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

5 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第24条 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、公社を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、公社の業務の執行について理事長を補佐する。

4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、公社の業務を分担執行する

5 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を

理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない
(会計監査人の職務及び権限)

第27条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第29条 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議により解任することができる。

2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告するものとする。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

(責任の免除)

第31条 公社は、法人法第111条第1項の賠償責任について、役員が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して、特に必要と認めるときは、同法第114条第1項の規定に基づき、理事会の決議によって同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 公社に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 公社の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(招集の手続き及び決議案件)

第35条 理事会の招集は、書面をもって、会日の一週間前までに会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を、理事及び監事に通知して行うものとする。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、これによらないことができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、次に掲げる者が署名し、又は記名押印する。

(1) 出席した理事長及び監事

(2) 理事長が出席しない場合は、出席した理事及び監事

第8章 資産及び会計

(基本財産)

第39条 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、公社の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第40条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 公社の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならぬ。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第42条 公社の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第6号及び第7号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項及び第2項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 理事長は、認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 公社は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 公社が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 公社が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 公社の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 その他

(業務方法書)

第49条 公社の業務執行の基本的事項について、業務方法書に定めるものとする。

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、公社の運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事務局及び職員)

第51条 公社の業務を処理するため事務局を設け、必要な職員を置く。

2 職員のうち、事務局長は理事会の決議を経て理事長が任免する。

3 事務局長以外の職員の任免は、理事長が行う。

4 職員は、常勤又は非常勤とし、有給とする。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年6月2日法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 公社の最初の理事長は村田文雄、専務理事は宍戸秀雄、会計監査人は齋藤忠とする。

3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 社団法人福島県林業公社の諸規程等は、公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社の諸規程等として引き継ぐものとして、法人格及び名称の表記は読み替えるものとする。

附 則

この定款は、令和7年6月18日から施行する。

別表 基本財産（第39条関係）

財産種別	場所・物量等
基本財産積立預金	定期預金 31,500,000円